離婚届（裁判離婚） 記入例

・**届出できるところ**： 本籍地，住所地，所在地のいずれかの市町村（この届は土，日，祝祭日でも届けることができます。）
・**添付書類**：①調停→調停調書の謄本，審判→審判書の謄本と確定証明書，和解→和解調書の謄本，認諾→認諾調書の謄本，判決→判決書と確定証明書
②戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本（本籍地の市区町村に届出する場合は不要）
・**持参するもの**：①届出人が押印した印鑑
②届出を持参する人の本人確認をしますので，運転免許証，パスポートなどをお持ちください。
※引き続き，婚姻前の氏を名乗る場合は，離婚届と同時又は3か月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」の提出が必要です。
※離婚により戸籍を移した母（または父）の戸籍に子を入籍させるには家庭裁判所の許可を得たうえで母（または父）の氏を称する「入籍届」が必要です。
※届書は鉛筆や消えやすいインク（消せるボールペンなど）で書かないでください。
※戸籍の届出は，原則 24 時間，365 日受付を行っています。しかし，届出書の記載内容の不備がある場合や，各種手続きが発生する場合は，改めて平日の市役所開庁時間（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）に来庁していただくことがあります。
※届出内容が戸籍に記載されるまで 2 週間程度の時間がかかります。

・裁判確定日から10日以内に届出してください。
・10日を経過した場合は簡易裁判所宛の戸籍届出期間経過書を書いていただきます。
・届出日を訂正する場合は，届出人欄に押印した印での訂正印が必要となります。

現在の住民登録をしている住所を記入してください。
住所を変更するときは住所を移す届出（転入届等）の手続きが必要です。（夜間，土，日，祝祭日に届出する場合は住所の移動はできません。）

婚姻中の本籍を記入してください。

・実父母の氏名を記入してください。
・父母が婚姻中の場合は母の氏は不要です。
※すでに亡くなられている場合でも記入が必要です。

・調書等で日付を確認のうえ，記入してください。

・届出人ではない人が，新しい戸籍をつくる希望がある場合は，「その他欄」に，下記のとおり記入してください。
例：
「新戸籍編成の申出をします，新本籍　〇〇県〇〇市〇〇番地　甲山　梅子（氏名）　印（届出人とは別の印）」

なお調停調書等に記載のある場合は不要です。

・養父母がいる場合は，「その他」欄に養父母の氏名，続柄を記入してください。
例：
夫の養父　甲山　義男
養子
養母　　春子

・届出人は，原則として申立人です。
・申立人が，10日以内に届出しないときや，死亡・行方不明のときは，相手方から届出できます。
必ず本人が自署し押印してください。

離婚届

平成 25 年 1 月 10 日届出

茨城県守谷市 長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日
送付 平成 年 月 日 第 号	長 印

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

	夫	妻
(1) 氏名（よみかた）	夫 こうやま 氏 甲山 よしたろう 名 義太郎	妻 こうやま 氏 甲山 うめこ 名 梅子
生年月日	昭和 55 年 2 月 15 日	昭和 57 年 10 月 3 日
住所（住民登録をしているところ）（よみかた）	茨城県守谷市本町 631 番地 の1 こうやま よしたろう 世帯主の氏名 甲山 義太郎	茨城県守谷市久保ケ丘 一丁目19 番地 2 こうやま うめこ 世帯主の氏名 甲山 梅子
(2) 本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	茨城県守谷市本町631 番地 1 筆頭者の氏名 甲山 義太郎	
父母の氏名 父母との続き柄（他の養父母はその他の欄に書いてください）	夫の父 甲山 幸雄 続き柄 長男 母 松子	妻の父 乙川 忠治 続き柄 長女 母 春枝
(3)(4) 離婚の種別	□協議離婚 ✓調停 平成25年 1 月 4 日成立 □審判 年 月 日確定	□和解 年 月 日成立 □請求の認諾 年 月 日認諾 □判決 年 月 日確定
婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫 ✓妻 は □もとの戸籍にもどる ✓新しい戸籍をつくる 茨城県守谷市久保ケ丘一丁目19 番地 2 （よみかた）おつかわ うめこ 筆頭者の氏名 乙川 梅子	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 甲山 花子
(6)(7) 同居の期間	平成 15 年 1 月 から（同居を始めたとき）	平成 24 年 3 月 まで（別居したとき）
(8) 別居する前の住所	茨城県守谷市本町631 番地 の1	
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ✓2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10) 夫妻の職業	（国勢調査の年―平成 年―の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業	妻の職業
その他		
届出人 署名押印	夫 印	妻 甲山 梅子 甲山 印

・協議離婚以外は，証人は不要です。

証人（協議離婚のときだけ必要です）		
署名押印	印	印
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所	番地 番 号	番地 番 号
本籍	番地 番	番地 番

・変更後の氏及びふりがなを記入してください。

・夫婦間に未成年（20 歳未満）の子がいる場合は，調書等に親権者が記載されています。

未成年の子がいる場合は，次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
（面会交流）
□取決めをしている。
□まだ決めていない。
（養育費の分担）
□取決めをしている。
□まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは，面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には，子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

国勢調査の年のみ記入してください。

昼間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

連絡先	電話 0297（ 45 ） 1111
	自宅・勤務先［ ］・携帯